

令和6年度第2回一般機械器具等製造業最低賃金専門部会議事録

1 開催日時等

日時 令和6年9月27日(金) 午後1時30分～午後2時15分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員)端村委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)川口委員 辻 委員 坊野委員

(使側委員)天野委員 森 委員 渡辺委員

3 議題

一般機械器具等製造業最低賃金改正審議について

4 議事

部会長

それでは、ただいまより本年度第2回「一般機械器具等製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。事務局は委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の6名以上、又は各側委員の3分の1の各1名以上の出席で成立することとなっております。

本日は9名の委員が出席しており、本部会が有効に成立していることを報告します。

また、最低賃金法第25条第5項に基づき、特定最低賃金の改正決定に係る意見を関係労使に求める公示を行いました。意見の提出はありませんでした。以上です。

部会長

それでは、最初に本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

まず、資料1、1ページは、特定最低賃金専門部会の委員の名簿になります。

資料2、3ページは、8月21日の第4回本審で局長から審議会会長あてに諮問した一般機械の金額改正諮問の諮問文の写しになります。

資料3-1、5ページが、答申日別の最短効力発生日が分かる表です。

資料3-2、6ページが、本年度の審議日程となっております。

資料4-1、7ページは、平成22年度以降の県最賃と各特定最低賃金の改正状況の一覧表です。各年毎の引上額、引上率、未満率、影響率をまとめています。

一般機械は、下から2段目の欄にあり、これまでの金額等を記載しております。

資料4-2、8ページは、四国各県の特定最低賃金の推移になります。

四国各県の特定最賃の平成19年度以降の推移表です。上の表が「一般機械」で、徳島のほか

に香川と愛媛に設定されています。

資料 4-3、9 ページは、各都道府県で設定されている「一般機械」の特定最低賃金の一覧になります。

資料 5、11 ページから今年実施した最低賃金基礎調査結果のうち調査対象業種が「一般機械」の調査結果です。資料の調査対象は、労働者数 99 人以下の規模の事業場となります。

11 ページの集計概要をご覧ください。

表の全体の欄をご覧くださいますと、現行の最低賃金額 1,020 円を下回っている労働者の割合を示す未満率は、全体で 3.27%となっています。

その下の月平均賃金額は 261,994 円、その下の時間あたり平均賃金額は 1,549 円となっています。

その下、一か月平均労働時間数は 169 時間、その下の特性値ですが、賃金の低い順に並べて、20 分の 1 番目に来る、第 1 二十分位数の時間額は 1,020 円、10 分の 1 番目である第 1 十分位数の労働者の時間額は 1,059 円、4 分の 1 番目である第 1 四分位数の労働者の時間額は 1,212 円、真ん中の中位数は、1,449 円となっています。

13 ページの 2 (1) の表は、平成 27 年以降の未満率の推移になります。

その下のグラフですが、棒線が各賃金額の人数、折れ線が各金額での影響率を表しています。

14 ページ (3) の影響率の表は、現行の最低賃金額からアップした場合の 1 円ごとの影響率表で、左の金額を下回る労働者の割合となります。先のグラフの数字になります。

表の見方ですが、現行 1,020 円にプラス 50 円した場合の影響率は、1,070 円の行の一つ上、1,069 円の欄をみて 10.63%となっています。

17 ページからは、賃金分布状況の表になります。ここでは各賃金の欄の人数は累計で表示されています。規模別と年齢別、19 ページからは男女別の年齢別となっています。

21 ページからは、調査結果から確認された現行最賃額に満たない低賃金労働者の一覧表になっています。

資料 6、23 ページ以降は、経済指標の資料となります。

資料 6-1 は、経済資料の基調判断を書き出しておりますので、読み上げさせていただきます。24 ページになります。

月例経済報告の 9 月ですが、「景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とされております。

徳島県金融経済概況 9 月では、「徳島県内の景気は、緩やかに持ち直している」とされております。

徳島経済レポートの最新号では、「緩やかに回復している」とされております。

職業安定業務統計速報の 8 月公表では、「求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。」とされております。

次のページからは、それぞれの基調判断の元資料です。

資料 6-6、57 ページから、県内の倒産件数、負債総額の推移があります。帝国データバンクと東京商工リサーチの公表資料をまとめたものです。8 月の倒産件数は、帝国データバンクで 6 件、東京商工リサーチでは 3 件となっております。

資料 6-7、59 ページは、春季の賃上げ回答妥結状況の表があります。当室で取りまとめた資

料です。資料の説明は以上です。

部会長

ただいまの説明について質問等があればお願いします。

(意見なし)

部会長

それでは本日は、本年度の金額改正について労使より基本的な考え方などをお伺いしたいと思います。なお、本専門部会は、第3回目を10月9日水曜日、予備日として10月16日水曜日に予定しています。第3回の専門部会における結審に向けて、大筋での合意形成ができるように目指していきたくと考えています。各委員の皆様方のご協力をよろしくお願いします。

労側、使側、どちらからでも結構ですので見解をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

■委員（労側）

では私のほうから述べさせていただきます。

県最賃は置いておいて、これまでも一般機械の最賃の議論の中で、当然のことながら、徳島の魅力、一般機械の産業に就いていただくための、魅力を上げていくために最低賃金の引上げは必要ですよねという話をさせていただいてきたと思うんです。私は、所属している組織は別ですけど、こちらの2人の委員が所属している金属労協という自動車製造業、金属製品製造業などの分野が集まった労働団体で最賃の話をする機会があります。そこで、金属労協の企業内最賃というのがあって、かなり上がったということがあるので、それを平均すると、191,116円という金額があります。それを勤務時間161時間で割ると、1時間当たり1,187円という数字になっています。今年の県最賃が980円なので、1,187円からすると、差は縮まってきていることからすると、やはりこの産業の魅力を上げていくには、当然のことながら引き上げていかなければならないと思っていますので、今の段階で今年の一般機械は1,187円を目指していきたくと考えております。

以上です。

部会長

金属労協の企業内最賃の平均ということですか。

■委員（労側）

はい。

■委員（使側）

県の最低賃金が980円ということで、様々なところからご意見をいただいているんですけれども、厳しいですという言葉を開口一番に仰います。特定最低賃金なんですけれども、今、徳島の現状からお話しさせていただくと、そんなに製造業が活発に動いているという状況ではな

と思うんです。個人事業者が徳島にはたくさんあります。その個人事業者がコロナで打撃を受け、それと徳島は、いろんな業種があります。自動車関係の下請をされてる会社が随分あると思うんです。その中で、大きな会社がデータの改ざん問題で製造がストップするということがあり、その影響で仕事が半年から1年止まっているという業者さんもいらっしゃいます。そういうところはいっぱいやってきた中、自転車操業のところが多く、発注が止まってしまい、経営が破綻し廃業されるという会社もあるとお聞きしています。弊社も4月の初め頃に、2社ぐらい廃業される会社の残務についてお世話させていただきました。

7月に入ってから、県内の仕事量が少ないということで、お仕事、受注してもらえませんかというので県内の4社ぐらいが弊社に訪問に来られました。そういう状況の中で、最低賃金がすごく、84円上がり、はん用機械のほうも頑張らなくてはいけないとは思っているんですけども、この状況の中で大丈夫なんだろうかと危惧しております。でも、おっしゃられたように、製造業を活発に、魅力ある産業にということで、話し合いながら、使用者側としても無理なく進めていけたらいいなと思ってます。

それで、金額的に幾ら、というのですけれども、今のところ、きちんとした金額は出していないのですけれども、徳島県最低賃金のようなプラス金額はとても難しいと思ってます。

それと、もう一つ、徳島県最低賃金のほうで、業務改善助成金を出してくださいと、ご指導いただいているのですけれども、私たち一般機械製造業では、特定最低賃金が1,020円なので、業務改善助成金を活用することができず、賃金を上げていっても、どこで支援されるか、そういうところが危惧されるところです。そういう状態ですので、いろいろと話を進めながら、金額を決めていけたらと思ってます。よろしくお願いします。

部会長

使側としては、具体的な金額提示はないですか。

■委員（使側）

はい。

部会長

今のところは、金額提示は難しいということですね。

■委員（使側）

はい。

部会長

ほかの委員の方、ご意見あれば、どうでしょうか。

■委員（労側）

さっき■さんが言われた金属労協、JCMというんですけど、携帯で調べてくださったらすぐに出てくるんです。どんな企業が集まって、どういうことをしているのかというのは、ざっくり普通に載っています。■さんの言うこともすごく分かるし、僕の勤めている会社でも

中小企業で売上げが下がっています。そうはいつでも、将来、長い目で見たときに、賃金はそのままいいんですかという、そうではなくて、毎年、毎年、上げていかなければ、1年上げないというのは、いかがなものでしょうか。今回の徳島県最低賃金は、僕らにはそれは反響が大きいものでした。今、徳島県が全国でもいろんな意味で注目を浴びていると思うんです。物づくりをしているところも一緒に上げていかなければ、地域別最賃があそこまで頑張って協議しながら上がっている中で、特定最賃は、別でいいのかという、そうではないと思います。物づくりの魅力は、大事ではないかと思います。

もし、今回、最賃のように上がらないとなってしまうましたら、最賃で全国ニュースになったことが台なしになってしまってもよくない。そこは話をしながら、進めていきたいと思えます。どうしたら徳島県に残ってくれて、徳島県で物づくりの会社に勤めてくれるかというところは、大事だと思う。全国を見ても、物価上昇は、いまだに続いています。その中でさらに物づくりという産業に残ってもらうとなれば、そこその金額まで、さらにもっと上に上げていかなければならない。今年据え置いて、来年上げるというわけにならないと思う。毎年、毎年ちょっとずつ、ちょっとずつでも上げていかなければ駄目と思う。

補助金などの支援は県で動いてくれている。連合でも県に要請している。例えば徳島県で物をつくって、東京、名古屋、大阪で物をつくって、同じものをつくっても価格が違う。同じ労働をしているにもかかわらず、賃金が違となると、そっちに魅力があるとなって、魅力が高いほうに労働者が移動してしまう。どうにか徳島に残ってもらいたい仕事をしてもらいたいと思う。企業の存続も大事だと思います。そこは少しずつ話をしながら進めていきたいと思ってます。

委員（労側）

いいですか。■さんがおっしゃるように、自分たちも自動車部品の会社には勤めているんですけど、実際にそういった品質不具合というところで、生産も下降ぎみになってる状況ではあるんですけど、今まさに、少しずつ、生産も復帰してきていて、生産量も上がってきてる状況というところは、すごくお気持ちが分かります。その上で、先ほど■さんもおっしゃってましたけど、今回、非常に徳島の地賃が上がって、徳島の立ち位置というか、魅力というところがすごく確立されたところがあります。

その上で、やはり、先ほど言っていました産業の魅力というところ、我々のところでもありますが、人材不足とかいったところについても、直近これから先を考えても、労働人口はどんどん減っていきます。その上で、そういったところをしっかりと確保するということでは、産業の魅力というのをしっかりと出していかなければいけないかなと思っていますので、その場、その場でいろんな生産減とかいったところはあると思うんですけど、そこはやはり会社、企業のしっかりとした努力をやっていきつつ、周りの県の行政の支援とかもしてもらっていつ、産業の魅力をどんどん上げていって、これからのそういったいろんな波を乗り越えていきたいなというところはあるので、いろいろ話ししながら、決めたらいいのかなとは思っております。

委員（使側）

取引先含めて、いろいろとお伺いもしたりしているんですけども、おっしゃるとおり、時給アップしてもなかなか人が集まらない状況であるとよく聞きます。原材料も高止まりの状態

が続いており、加えて諸経費の値上げに人件費もアップとなると結構な負担となっていており、実際、価格改定をしないと、やっていけない状態と思います。

その上に大きな人件費のアップは、かなり負担増にはなるのではないかと感じてます。かといって、賃上げを実施しないとということは、この現状でも難しいと思いますので、話し合いの中でいろいろと検討させていただきながら、折り合いをつけさせていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

■ 委員（使側）

弊社も自動車関連が80%の製造業になります。2年連続でベースアップをしましたが、今回の徳島県最低賃金が980円、84円の上げ幅は、正直響きました。社員の期待が大きい分、会社はそれに応えていかないと、応え続けていかないといけないというのは、私は、経営者ではないんですが、非常に経営者の思いというか、社員を大切にしたいという思いを感じつつ、されど、実際、労務比率を考えると、材料の高騰とかもあり、とって製品の単価が上げられるわけでもないという狭間に今ちょうどおりますので、非常に厳しい状況かなと今思っています。なので、本当に夢のある980円、目指せ1,000円という感じなんですけど、何か私も狭間にあって、複雑な気持ちです。

部会長

ありがとうございます。

今日、公労とか公使などの二者協議をやりますか。

■ 委員（使側）

どうします。

■ 委員（労側）

どうしようか。

■ 委員（使側）

いつも香川県の特定最賃のことをおっしゃられる。香川県の数字をみながら議論たほうがいいんですか。

■ 委員（労側）

他県の労側委員とは連携をしながらやっていきましょうという話になったんですけど、連携がしにくい状況があって。去年、徳島の地賃が一番にでましたね。あとの3県が後出しじゃんけんで抜いていったでしょう。徳島では、昨年と同じことはしたくないというのもあって、結局、高知が決まるまで何の情報もなかった。昨年、いきなり高知が出したんですよ。それからすると、今回の特質のことにしても、香川と愛媛しかないですけど、なかなかいつ審議するのという情報のやり取りがいまだ一切なくて。

■ 委員（使側）

そうなんですか。

■ 委員（労側）

ですので、僕は全然情報がつかめてないんですよ。徳島は審議の日程は決まっていますけど、香川県の審議の日程はいつか、愛媛はいつか、情報が来てなくて。香川の状況が見たいのを見たいんですけど。日程が分からないだけに、何とも言えない状況です。

■ 委員（使側）

四国の中の連合の方で、数字的なことは決まっていたんですか。今までも。

■ 委員（労側）

いや、今までも地賃の目安というのをみながら、そこに近づけるのか、それに上積みしていくのか。去年、おととしとか見ても、地賃プラス何円を積んできていると思うので、そこをみているんですよ。ただ、今年の徳島は特別に上がりましたが、愛媛でも9円とか積んできてますから、それが特賃でどこまで考えているのかがみえないだけに。香川をみながらといいつつ、香川の日程が分からない。

部会長

香川は、全く分からないんですか。

事務局（室長）

ではお調べして、お伝えできる情報があれば、お伝えしたいと思います。

部会長

次、10月9日なのでね。ぜひ何か分かることがあれば教えていただきたい。

事務局（室長）

■ 委員も分からないでしょうか。

■ 委員（労側）

いや、聞いてみまじょうか。決まったら連絡くれるはずなんですけどね。まだ来てないということは、どうなのか。

同じJAMの中で3県集まって話はしたのですが、日程が決まっていたのが徳島だけだったので、徳島の日程は言いましたけど。昨日、愛媛は連絡をくれたんですが。

部会長

地賃が全国より決まるのが遅かったから、それにつられて後ろに行ったりするような傾向があるんでしょうか。

事務局（室長）

傾向というか、去年の決まり方でいうと、大体特定最低賃金は、毎年同じ日に発行が多く、徳島ですと12月21日と、大体決まっています。それから後ろに遅れるというのは、去年ありました。遅れたのは、専門部会で採決で決まり、本審を開いたようなケースになります。

■委員

今回、難しいですね。ごめんなさい。皆さんが徳島を逆に見てるんじゃないかなという気がして、難しいなという。

事務局（室長）

事務局からですが、先ほど、■委員から業務改善助成金が使えないということでした。今年に関しては、11月1日に地賃が980円になりますので、それから50円圏内に1,020円が入るので、業務改善助成金の申請が12月27日までですけども、約1か月と少しの間、非常にタイトな日程ですが申請は可能です。

■委員（使側）

なるほど。

■委員（公益）

今、一般機械の最低賃金額は1,020円ですね。

事務局（室長）

そうです。徳島県最低賃金が896円なのでプラス50円の946円までが申請の上限ですが、11月1日からは、徳島県最低賃金が980円となり、プラス50円の1,030円までが申請の上限になりますので、一般機械の最賃を上回りますので申請が可能です。

■委員（使側）

そうですね、そこをうっかりしてました。

■委員（公益）

それ、PRしていただいたほうがいいですね。ちゃんと。

■委員（使側）

ねえ、本当に。

けれどもPRは難しいですね。

■委員（公益）

こんなケースもありますみたいなね。業務改善助成金が使える業種ですものね。

■委員（使側）

はい。今回は。

その業務改善助成金が使えるような範囲で特定賃金の改善をお願いできたらどうですかという話もあったんです。今まではちょっとかけ離れてて使えなかったの。今回は、その糸口は出せるっていうことをお聞きしました。

こちらとしたら、次回までに引上げ額が提示できるように、話し合っただけ提示させていただくということはいかがでしょう。それか、今日、ちょっとお時間いただいて、提示させてもらったほうがよろしいですか。

部会長

今、すぐにまとまりますか。今日、どうしても決めなければいけないことではないです。

事務局（室長）

先ほど委員が言いかけたのは、地賃プラス 50 円の範囲でということは、プラス 10 円というご意見でよろしいんですか。

委員（使側）

そういう意見があるんですということをお伝えしただけです。今までずっと業務改善助成金が使えない業界でした。広報では、業務改善助成金を使ってくださいって言われてるのに、この業界では使えないというのは、ちょっとどうなんだろうという意見をいただいたので。そういうところも考慮していただきたいという一つの意見です。

委員（労側）

徳島県最賃が 980 円になったら、そこから 50 円足した 1,030 円までが業務改善助成金の対象になりますよという話ですね。

事務局（室長）

そうです。

委員（労側）

ということは、30 円が最低で、30 円、40 円、50 円、60 円、90 円って上げたときの、10 円ではないという話ですね。

委員（使側）

10 円ではない。

委員（公益）

実際、間に合うんですか。

11 月 1 日以降に計画を出すわけですよ。1 日以降に計画を出して、そこから賃上げをして、機械を購入して、間に合うのかなと思うのですが。

事務局（室長）

取りあえず賃金を引き上げる計画と、設備投資の計画を出すこと、交付決定後に購入するということになります。

■委員（公益）

そうなりますよね。申請期限が12月27日で、それまでに申請して、賃上げて購入して。

事務局（室長）

申請後に賃金を引上げればいい。12月27日までに申請さえ出せば。

■委員（公益）

申請の受理と交付決定は、いつぐらいになるのか、それで間に合うのか間に合わないのか。見積りを取って、購入する必要がある。

事務局（室長）

申請の段階で、見積りが必要になります。

■委員（公益）

11月1日に見積書を急いで取る必要があるのか、準備はその手前からなのか。

事務局（室長）

準備は前からはしておくべきと思います。

■委員（公益）

準備はしておくべきですが、11月1日以降でないと受付ができない。

事務局（室長）

受付はできないですね。

■委員（公益）

見積りの日付が10月だと駄目なのでしょうか。

事務局（室長）

確認させてください。

■委員（使側）

助成金を受けるチャンスがあるんだったら、それを有効に活用させていただけたらと思います。

助成金が使えることを知らない人もいますので、どこまで広まるか分かりませんが、広報していただいたり、■委員にも、お声がけいただけたら、ありがたいと思われるのではないかと思います。

事務局（室長）

本日、使側だけでお話をしたいという希望が今あったのか、それとも、次回までに話をしておくというのかを確認いただけたら、と思います。

■ 委員（使側）

もし次回まででよかったら、次回、始まる前の 30 分ぐらいお部屋をいただいて、話し合せていただけたらと思っています。

事務局（室長）

次回が、10月9日水曜日、1時半からということになっております。

■ 委員（使側）

では、1時にお部屋をお借りできたら、ありがたいです。

事務局（室長）

承知いたしました。

部会長

では、本日の議論はよろしいでしょうか。言い足りないところがあればご意見をお願いします。

（意見なし）

部会長

労使双方から本年度の一般機械器具製造業最低賃金の改定について意見が出されましたが、意見はまとまりませんでした。本日はここまでで審議を終えたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

本日の審議における労使双方のご主張を取りまとめますと、労側は、金属労協の企業内最賃平均に基づいて、1,187円ということで提示いただきました。加えて、徳島の物づくりの魅力の向上のため、また労働人口減少というところで人材確保のためには意欲的に賃金の引上げをすべきであるとか、今、徳島の最低賃金が注目されている中で、それより低い引上げ額というのはちょっとおかしいんじゃないか、徳島をアピールするために大幅な引上げを望みたいというお話をいただきました。

使側は、具体的な金額提示はいただけませんでした。徳島の現状、自動車業界を始めとして、仕事の量が少ない、特に下請け製造業への発注がまだ弱いままである。そうした状況で、

労働者のために賃金を上げたい気持ちは強く持っていますが、徳島県最賃の上げ幅のように上げることは現状としては非常に厳しいので、その中で折り合いをつけていきたいということでした。また、業務改善助成金の対象になるということで、その適用範囲内での引上げというご意見もあるということでした。これにどれだけ積み上げていくかということだったと思います。

次回は、本日の審議を踏まえて、金額について労使双方でさらに検討いただき、次回の専門部会において、全会一致で結審できるよう、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局から改めて次回の日程と決定の手続などについて説明してください。

事務局（室長）

次回専門部会は、10月9日水曜日13時30分から、会場は、この合同庁舎の5階の会議室になります。当専門部会において全会一致で結審した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項、これを適用して、専門部会の議決を審議会の議決とするということが第1回本審で決議されておりますので、その場で諮問に対する答申手続を行うこととなります。予備日を10月16日、に設定しておりますが、予備日を用いてもなお金額に隔たりがあるもの場合は、採決により決めなければならないとなります。その場合、部会報告を取りまとめて本審を開催して審議、採決の上、答申するということとなります。本審の開催日は設定しておりませんので、改めてその場合、本審の日程調整を行うこととしております。

以上になります。

部会長

本日はこれで閉会とします。お疲れさまでした。

（閉会）